

頁	行	修正前	修正後	修正理由
9	1 4	・感染症、食中毒等のリスクを低下させるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要があります。特にトイレの衛生対策を災害時のトイレ対策（127 頁～）を参考に組み込んでください。	・感染症、食中毒等のリスクを低下させるため、発災直後から衛生管理に徹底して取り組む必要があります。特に <u>咳エチケットや手洗いを徹底するとともに</u> 、トイレの衛生対策を災害時のトイレ対策（127 頁～）を参考に組み込んでください。	感染症対策のため
	1 7	(新設)	<u>・段ボールやパーティションなどを用いて区画を区切ることは、プライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効です。</u>	プライバシーの確保 及び感染症対策のため
2 2	5	(新設)	<u>・感染症等の予防のため、居住空間は土足禁止を徹底する。</u>	衛生環境の改善・感 染症対策のため
2 3	2 1	(新設)	<u>季節性インフルエンザ等の感染症流行の可能性がある場合、1 人あたりスペースをなるべく広くとる。</u> <u><区画の間仕切りについて></u> <u>段ボールやパーティションなどを用いて区画を区切ることにより、プライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効となる。</u>	感染症対策のため
2 4	4	・筆記用具や受付に必要な様式を用意する。	・筆記用具や <u>体温計及びアルコール消毒液等</u> 、受付に必要な様式を用意する。	避難者の体調把握のため
	2 3	(新設)	<u>・季節性インフルエンザ等の感染症流行の可能性がある場合、マスク未着用者に対して、マスクを配布し着用をお願いする。</u> <u>(3) 体調の確認</u> <u>・感染症予防のため、生活空間に入る前に、手洗いまたはアルコール消毒液等による手指の消毒をお願いする。</u> <u>・受付時に検温や聞き取りを実施し、発熱などの体調不良を訴える場合、別室や専用スペースに案内する。</u>	感染症対策のため

4 2	1 1	・避難所利用者のうち、特に配慮する必要がある人に関する情報の共有、対応方針の決定	・避難所利用者のうち、特に配慮する必要がある人 <u>や発熱等の体調不良がみられる人</u> に関する情報の共有、対応方針の決定	感染症対策のため
4 5	4	・避難所利用者登録票(様式集 11 頁)に記入してもらう。	・避難所利用者登録票(様式集 11 頁)に記入してもらい、 <u>検温・問診</u> 。	感染症対策のため
	2 6	・配布する物品(毛布など)がある場合は、人数分手渡しする。	・配布する物品(<u>マスク・毛布</u> など)がある場合は、人数分手渡しする。	マスクの追加
6 3	1 2	避難所の生活情報 (風呂、給水車、病院情報など)	避難所の生活情報 (風呂、給水車、病院情報、 <u>感染症等発生情報</u> など)	感染症対策のため
7 1	2 1	タオル、せっけん、歯みがき用品、ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど	タオル、せっけん、歯みがき用品、ウェットティッシュ、 <u>マスク</u> 、ティッシュペーパーなど	マスクの追加
7 6	1 3	(新設)	<u>・発熱等体調不良の人のための専用トイレを確保することが望ましい。</u>	感染症対策のため
7 7	2 5	(新設)	<u>・ごみを扱う人は、マスクや手袋を着用する。</u>	衛生面の向上のため
8 0	1 2	・部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者の組ごとに週 1 回以上行ってもらう。	・部屋の清掃は、その部屋を利用している避難所利用者の組ごとに週 1 回以上行ってもらう。 <u>また、2 つ以上の窓を同時に開けるなど、定期的に換気を実施する。</u>	感染症対策のため

83	5	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>季節性インフルエンザ等感染症が流行する可能性がある場合、避難者全員がマスクを着用するよう呼びかける。マスクがない場合は、鼻と口を覆える大きさのタオルや手拭い等なども代わりに使える。</u> ・<u>咳エチケット、手洗いの徹底を呼びかける。</u> 	感染症対策のため
107	4	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援班と連携し、車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する被災者のうち、配慮が必要な人の情報を共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者支援班と連携し、車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する被災者のうち、配慮が必要な人<u>や発熱等の体調不良の人</u>の情報を共有する。 	感染症対策のため
	11	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健・衛生班と連携し、インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症が疑われる場合は、すみやかに瀬戸内市災害対策本部に連絡し医師などの派遣を要請する。</u> 	感染症対策のため
	22	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健・衛生班と連携し、インフルエンザや感染性胃腸炎など感染症が疑われる場合は、すみやかに瀬戸内市災害対策本部に連絡し医師などの派遣を要請する。</u> 	
	25	(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>※避難所において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる人がいる場合は、軽症者であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないため、すみやかに瀬戸内市災害対策本部を通じて保健所に連絡し、対応や指示を依頼する。</u> 	国からの事務連絡を受けての留意事項
117	図内	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の確保 車いすも通行可能な幅 130cm 以上 各世帯が通路に面するようにする ・世帯単位で受入れ ・自治会・町内会など地域ごとに分ける ・配慮すべき事項をチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・通路の確保 車いすも通行可能な幅 130cm 以上 各世帯が通路に面するようにする ・世帯単位で受入れ ・自治会・町内会など地域ごとに分ける ・配慮すべき事項をチェック ・<u>間仕切り・パーティション等で区切る</u> 	プライバシーの確保・感染症対策のため